[事案 2019-203] 契約者貸付無効請求

• 令和 2 年 9 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

説明不十分等を理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年12月に契約した個人年金保険について、契約者貸付を受けたため、受領する年金額が、自分が想定していたよりも大幅に減少したが、以下の理由により、契約者貸付を無効としてほしい。

- (1)取扱者から、契約者貸付金が年金開始日前に返済されていなかった場合、年金開始日以後にも利息が付くことの説明がなかった。
- (2)年金開始時の貸付金返済方法について、資料を用いて説明されていれば、契約者貸付は受けなかった。
- (3) 契約者貸付後、年金受取金額について、取扱者に問い合わせても説明がなく、保険会社に 2 回問い合わせをしたが、それぞれ別のコミュニケーターから誤回答を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約者貸付請求書および契約者貸付手続の案内には、利率や貸付金に利息が付くことについての記載がある。また、申立人が年金開始日以後には利息が付かないと誤解していたとしても、一般的に貸付金については残高があれば利息が付くものである。
- (2) コミュニケーターによる誤回答があったことは認めるが、申立人が主張する契約者貸付時の認識とは無関係である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人および取扱者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約者貸付の無効は認められないものの、コミュニケーターから、正確な情報を提供されていたならば、申立人が貸付金の返済等の対応をとることにより年金受取金額の減少を抑えられた可能性を否定できず、誤回答は申立人の利害に直結する重要なものであったと考えられることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。